

○学生が学校保健安全法に基づく出席停止となり授業に出席できない場合の取扱いについて

〔平成25年12月25日開催〕
第5回教育支援委員会承認

学校保健安全法第19条に基づき、学生が同施行規則第18条に定める感染症に罹患したため出席停止となり、授業に出席できない場合の取扱いは、次のとおりとする。

1. 学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した場合、同第19条の規定に基づき、出席停止とする。
2. 出席停止の期間は、医師に治癒したと診断されるまでとする。
3. 学生は感染が判明した場合、所属学部教務係へ必ず電話連絡を行うとともに、医療機関において診察を受け、治癒した後、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症届出書（別紙様式）に医師の診断書（出席停止期間が明記されたもの）若しくは本学所定の治癒証明書を添えて提出するものとする。
4. 感染症届出書の提出を受けた所属学部教務係は、当該学生が出席停止となった期間に出席できなかった授業科目の担当教員に対し、その旨を通知する。
5. 授業担当教員は、当該学生に対し、原則として出席を停止した期間の学修効果を担保することができる方法で対応し、当該学生が履修上不利とならないよう配慮するものとする。
6. 出席停止により授業に出席できない期間が長期にわたる場合は、当該学生の所属学部、学生部、保健管理センターが協議の上、その取り扱いを決定するものとする。

*第6の「長期にわたる場合」とは、概ね4週間を目安とする。（教育支援委員会確認）

*平成26年度第11回教育支援委員会（平成27年3月4日）一部改正承認

治 癒 証 明 書

氏 名 _____

上記の者は、下記疾患が治癒したため、登校しても支障がないことを認めます。

病 名 _____ 初診日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所

医療機関名

医師名

